

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	シテューワ法律事務所 弁護士 寺田 昌弘
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成25年10月22日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社オートバックスセブン
証券コード	9832
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東証1部

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティ - イ - ・リミテッド (Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd)
住所又は本店所在地	179094 シンガポール、ハイストリートセンター #06-08 ノースブリッジ ロード 1 内 (1 North Bridge Road, #06-08 High Street Centre Singapore 179094)
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シテューワ法律事務所 弁護士 斉藤 尚美
電話番号	03-6212-5500

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	いちごアセットマネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都渋谷区広尾1-6-10
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シテューワ法律事務所 弁護士 斉藤 尚美
電話番号	03-6212-5500

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 15
訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年10月11日
訂正箇所	平成25年10月21日に提出いたしました変更報告書15の記載事項に誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。

(訂正前)

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社オートバックスセブン
証券コード	9832
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東証1部、大証1部

(訂正後)

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社オートバックスセブン
証券コード	9832
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東証1部

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	5,164,570
上記(Y)の内訳	顧客資産 5,164,570
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	5,164,570

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	5,164,570
上記(Y)の内訳	顧客資産 5,164,570 平成25年4月1日株式分割(1:3)により、5,044,800株取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	5,164,570

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	346
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	346

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	346
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成25年4月1日株式分割(1:3)により、200株取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	346